



第55号

発行／水戸翔合同法律事務所

〒310-0062 水戸市大町3-1-24 はばたきビル

TEL.029-231-4555 (代表) FAX.029-232-0532

<http://www.habataki-lo.jp/>

「暴力の連鎖」につながる「戦争をする国」作りに反対！
 漁業権侵害・環境破壊の霞ヶ浦導水事業の中止を！



「動物たちと山の上で遊んでる」 江尻 航星くん (6才・事務局 江尻 大祐 次男)

ごあいさつ

所長 弁護士 谷 萩 陽 一

戦後七十年の今年、安倍内閣がいよいよ暴走を加速しようとしています。

昨年七月に集団的自衛権行使容認の閣議決定をして、そのための法改正にとりかかるというタイミングで起きた人質殺害事件を格好の理由にして、邦人救出のための自衛隊の活用をはじめ、自衛隊の海外派兵の恒久化法案とか、自衛隊の「後方支援」の地理的限定をとりはらうとか、米国以外の国の防衛のためにも自衛隊を使う等々、やりたい放題といった様相を呈しています。集団的自衛権のための法整備は与党協議が終わり、連休明けには法案を提出し、国会を延長してでも成立させる構えです。

こうなると日本は「憲法九条を持つ国」から「軍隊を持つ普通の国」になってしまいます。そのうえで憲法九条を変えて「国防軍」にするというのが安倍首相の宿願でしょう。来年の参議院選のあとに憲法改正の発議をするという予定も表明しています。

地域紛争が激化し、テロの脅威が高まっているといいますが、だからこそ、日本国憲法を踏まえた武力に頼らない平和の道を追求すべきではないでしょうか。

私たちはさまざまな形で憲法を守り生かすための活動に取り組んできました。今こそそうした活動の真価が問われる正念場といつてよいと思います。

安倍首相は「戦後以来の大改革」と叫んで、憲法の問題だけでなく、沖縄の辺野古米軍基地の工事の強行、派遣労働を固定化する労働者派遣法の改悪や「残業代ゼロ」法案、消費税増税、TPP、年金・社会福祉の削減など、国民の幸福追求権に反する「改革」を進めようとしています。

私たちは今後とも憲法の生きる社会の実現をめざして、所員一同努力していききたいと思います。よろしくお願いいたします。

弁護士 谷 萩 陽 一 弁護士 五 来 則 男

弁護士 安 江 祐 弁護士 丸 山 幸 司

弁護士 佐 藤 大 志 弁護士 木 南 貴 幸

事務局一同



2014年6月18日 戦争する国づくりを許しません！宣伝行動&夜デモ

昨年七月一日、日本の安全保障を揺るがす重大な決定がなされました。それは、安倍内閣が行った、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定です。

同閣議決定は、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」などという文言で集団的自衛権の行使を限定するものとしていますが、この文言自体極めてあいまいであり、時の政府の判断で恣意的な解釈がされるおそれがあります。

集団的自衛権の
行使容認閣議決定

憲法を守るたたかい
戦争する国づくりを許さない
憲法改悪に抗する

そもそも、平和主義という憲法上の基本原理の変更ともいえる重大な決定を、本来憲法によって拘束される政府が閣議決定で行うというのは、立憲主義の根本を否定するものであり、国民を無視した政府の暴走というほかありません。

安保法制の改定

さらに、安倍政権は、「安全保障環境の変化に切れ目なく対応する法整備」と銘打って、安保法制の整備に着手しようとしています。

第一に、周辺事態法の改定です。現在の周辺事態法では、他国軍に物資の補給や輸送をする後方支援の範囲を、日本周辺の危機を指す「周辺事態」という文言により地理的に限定しています。しかし、日米両政府が昨年十月にまとめた防衛協力指針の中間報告では、現指針の「周辺事態」との概念を削っており、これに合わせて周辺事態法を名称ごと改定し、地理的制約を撤廃しようとする論議が起きているのです。

第二に、国連平和維持活動(PKO)協力の改定です。同法の改定は、PKOの任務に、これまで許されていなかった「治安維持」を加えたうえ、自己防衛等に限っていた武器使用の権限を広げ、さらにはPKOに参加している他国軍部隊などを守る「駆けつけ警護」をも可能にするものです。

第三に、自衛隊を海外派遣できる恒久法の制定です。恒久法では、時限立法の特措法と異



2014年12月10日 戦争する国づくりNO! 緊急宣伝&抗議デモ

弁護士 木南 貴幸

秘密保護法の施行

なり、派遣に期限を設けず、国会閉会中でも政府判断で派遣を可能とし、しかも国連安全保障理事会の決議も不要とする方針です。

これらは、いずれも自衛隊の海外活動の範囲を広げるものですが、その活動が他国の武力行使と一体化する可能性が高く、そのため日本が戦争に巻き込まれる危険がある安保法制の改悪といえます。

安全保障に関する動きと並行して、二〇一三年十二月六日に成立した「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)が、昨年十二月十日に施行されました。同法は、成立以前から、行政に

2015年
憲法フェスティバル
のご案内

水戸市の千波湖畔はなみずき広場で毎年5月3日に行われている憲法フェスティバル。

今年は、『We Love Peace 世界をつなげ 9条の輪』をテーマに行われます。

毎年恒例の水戸工業高校ジャズバンド『BLUE BEGINNERS』の

演奏、水戸藩YOSAKOI連の踊りも！スペシャルゲストは、

高遠菜穂子さん。「イラクから見た日本～暴力の連鎖の中で

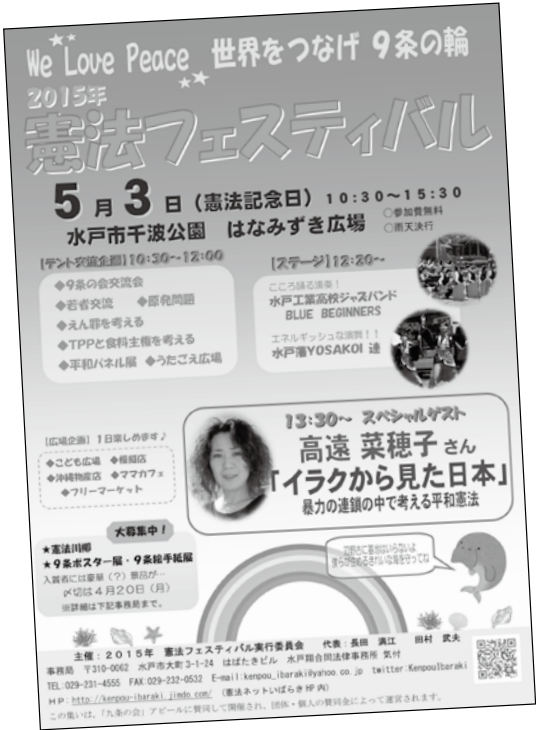
考える平和憲法～」としてご講演いただきます。

みなさま、お誘い合わせの上で参加ください！

★憲法川柳、9条ポスター&9条絵手紙を大募集しています！
詳細は当事務所内憲法フェスティバル 実行委員会事務局まで。



スペシャルゲスト 高遠菜穂子さん



よる恣意的な運用のおそれ、情報公開制度の不存在、国民や報道関係者に対する重罰による萎縮効果など、国民の知る権利を侵害する重大な問題点が指摘された憲法です。

同法施行令素案・運用基準素案についてのパブリックコメントでは、一か月間で二万三八二〇件という多数の意見が寄せられましたが、これはパブリックコメントとしては異例の数であり、いかに国民の不信・不安が大きいかが分かります。

独立公文書管理監や情報監視審査会といった運用をチェックする監視機関も、行政機関に対する強制力を持たないために監視機能が期待できず、同法の問題点は何ら解消されていませんが、既に各省庁によって特定秘密の指定が行われています。

集団的自衛権と秘密保護法が一体となって運用されれば、危険性は飛躍的に高まります。例えば、集団的自衛権が行使された根拠について特定秘密に指定されてしまえば、その情報を国民が調査・検証することができません。このような事態を防ぐためにも、戦後七十年という節目を迎える本年、先の大戦の反省を生かし、上記閣議決定や安保法制、秘密保護法について強く改廃を求める運動が必要とされるのです。

当事務所の活動

安倍政権の一連の動きは、憲法九条の改悪を
目指したものです。

当事務所が関わってきた主な憲法改悪阻止の運動(2014年5月以降)		
2014年5月3日	2014年憲法フェスティバルinいばらき (水戸市千波湖・はなみずき広場)	実行委員参加
2014年6月18日	戦争する国づくりを許しません!宣伝行動&夜デモ (水戸駅~大工町)	秘密法ネット
2014年7月2日	集団的自衛権行使容認閣議決定を許さない! 怒りの宣伝行動! (水戸駅南口)	秘密法ネット
2014年8月7日	集団的自衛権行使反対宣伝行動 (水戸駅・土浦駅)	茨城県弁護士会
2014年10月6日	秘密法廃止!全県一斉宣伝署名行動 (水戸駅ほか)	秘密法ネット
2014年11月8日	戦争する国づくりを許さない!秋の茨城県民集会 (水戸市三の丸広場)	実行委員参加
2014年12月10日	戦争する国づくりNO!緊急宣伝&抗議デモ (水戸駅~大工町)	秘密法ネット
2015年2月9日	秘密法廃止!バレンタイン チョコッと宣伝 (水戸駅北口)	秘密法ネット
2015年2月14日	半田滋さん講演会「憲法を学ぼう!」 (水戸市・国際交流センター)	憲法ネットいばらき
2015年3月13日	秘密法廃止!ホワイトデーホワイト宣伝 秘密法って何? (水戸駅北口)	秘密法ネット
2015年3月16日	集団的自衛権行使反対宣伝行動 (水戸駅・土浦駅)	茨城県弁護士会
2015年3月22日	映画『圧殺の海』緊急上映会 (水戸)	市民有志

て、市民の声を押し潰
しています。国のこ
うした動きは、私たち
のすぐそばまで近づい
てきており、決して遠
い沖繩のことではあり
ません。こうした動きに
抗するたたかいにおい
ては、市民の皆さん一
人一人の力がとても大
事です。一人の力は小
さくても、みんなの力
が集まれば、憲法改悪
を、戦争する国づくりを
止めることができます。
今こそ皆さんのお力が必要です。
当事務所のニュース、ホームページなどで活動をご案内し
ております。各運動へのご参加、ご支援をお願いいたします。



2015年2月14日 憲法ネットいばらき主催 半田滋さん講演会

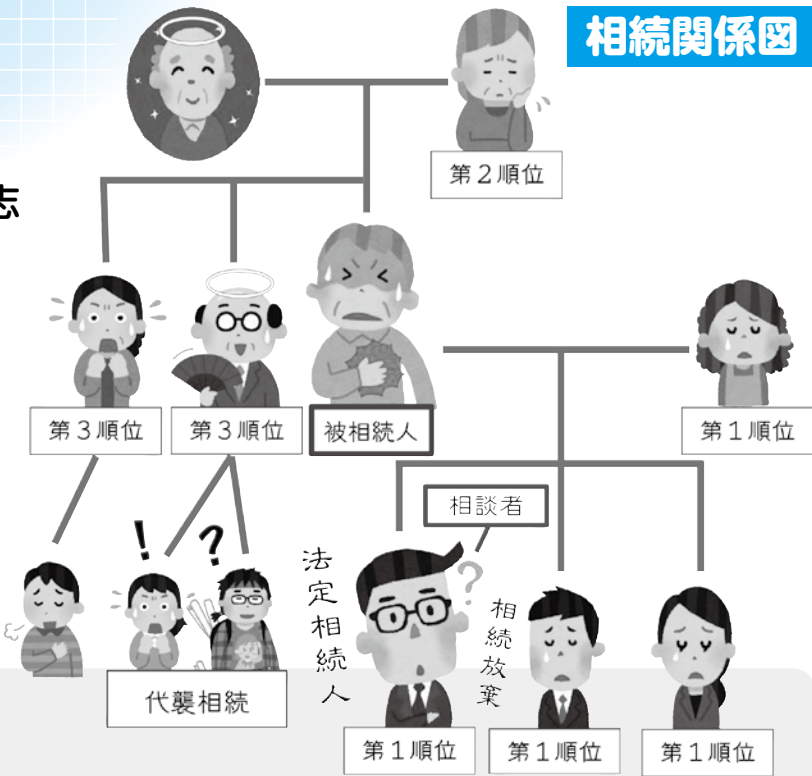
Q&A 相続問題

弁護士 佐藤 大志

私の父親が急死したことから、亡父の実母である祖母と母、妹と弟で、亡父の相続問題について悩んでいます。亡父は亡くなった祖父の跡を継いで個人で建築事務所を経営していましたが、銀行などから多額の融資を受けていたものの、その返済に窮していました。亡父名義の自宅の土地建物については銀行の担保がついており、預貯金などのその他の資産はほとんどありません。私たちとしてどのように対応すればよいでしょうか。

このような状況では、お父様の遺産について資産以上に負債があると思われるから、皆さんが相続をした場合、その負債についても相続人である皆さんが各々の法定相続分(お母様が2分の1、貴方を含む3人の兄妹が各6分の1の割合)に応じて引き継ぐことになります。この負担を免れるためには、お父様の死亡日(厳密には「死亡の事実を知った日」)から3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申立をしなければなりません。

上記の手続により皆さんは、当初からお父様の相続人ではなかったこととなりますので、その結果お父様の相続については、次の順位の



法定相続人である亡父上のお母様が相続人となります。そのため前記の放棄手続が完了後に、改めて亡父上のお母様にも同様の相続放棄の手続をしてもらい、さらに亡父上にご兄弟(ご兄弟がすでに死亡している場合にはそのお子さんたち)がいいらっしゃる場合には、第3順位の相続人となるため、ご兄弟の皆様に放棄の事実を説明し、亡父上のお母様の放棄手続の完了後に同様の手続をしていただくようお願い下さい。

日弁連副会長に就任しました



弁護士 谷 萩 陽一

この四月一日から一年間、日弁連（日本弁護士連合会）の副会長を務めることになりました。

日弁連は日本の弁護士全員が加盟している団体です。弁護士法で弁護士は全員が日弁連に登録され、必ずどこかの弁護士会に所属しなければなりません。

弁護士会と日弁連は弁護士に対する懲戒権を持つており、国の監督は受けないという完全な自治が認められています。この点は司法書士・税理士・行政書士等の他の資格業者との大きな違いです。弁護士は警察や検察といった権力と対決して人権を守ることが使命であることから、こうした自治が認められているのです。

弁護士は法律で、「基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする」とされている唯一の職業です。日弁連は、この使命の達成のために非常に幅広い活動をしています。日弁連には百以上の専門の委員会があり、全国の弁護士会から選出された委員が、高度に専門的な研究・議論をしています。その成果としてあらゆる分野の人権問題や社会問題について、日弁連としての見解を表明し、問題によっては市民とともに運動を作り、国会・法務省・最高裁その他関係機関に働きかけたりしています。

副会長は全国から十三名が選出されます。私自身は、主に法テラス（日本司法支援センター）との対応について担当するほか、取調べの録音・録画をはじめとする刑事司法改革や、誤判原因の究明などの分野も担当になっています。

日弁連は集団的自衛権の行使に反対し憲法を守る運動にも力を入れています。他方、司法改革の中で弁護士人口が急速に増えたことに伴う、様々なひずみも生まれています。自分の担当分野ばかりでなく、日弁連がこの社会の中で必要な役割を果たせるよう、力を尽くしたいと思います。

この一年間、皆様にはご迷惑をおかけしますが、業務の面では事務所全体で対応するように致しますので、ご理解とご支援をよろしくお願い致します。

近況報告

弁護士 安 江 祐

昨年8月から病気のために事務所を休ませていただき、皆様にはご迷惑をおかけしました。入院は、10日くらいの一時帰宅をはさんで全部で4回。1月6日に退院した後は、現在まで自宅療養を続けています。

お盆休みも、クリスマスも、年末年始も、病院で過ごすことにはなりましたが、おかげさまで治療は順調にすすみ、今後は、当面月に1回程度の通院治療で経過を見ればよいというところまで回復しました。

今回初めて入院生活を送りましたが、思ったより体力は低下するもので、今は家の周りを歩くなどして体力回復に努めているところです。体力が低下したわりには体重は低下していないので、ちょっとがっかりです。

今のところ、4月からの職場復帰を予定しています。まだまだご迷惑をおかけすることもあるかとは思いますが、どうかよろしくお願いします。

はばたき友の会

にご入会ください!!



昨年4月、事務所のこれまでの経験と運動を継承・発展させ、事務所と市民、諸運動がより連帯を強め共に支え合う組織として結成された「はばたき友の会」は結成1年を迎えました。

昨年1年間の企画としては、4月5日の結成総会と佐藤真子さんを迎えた記念コンサート（参加者116名）に始まり、7月12日に第1回法律講座「知っておきたい相続・遺言の法律問題」の学習会（参加者54名）、10月25日に「バーベキュー交流会」（参加者56名）、本年2月には実行委員会を結成して「えん罪を考える集い」（参加者300名）を開催しました。各企画には依頼者の方々のご参加もあり、とても嬉しく思っています。今年度も楽しく、ためになる企画を計画したいと思います。ぜひ会員の継続と新規のご入会をお願い申し上げます。

- ◆年会費…1口1500円（個人会員のみ）
- ◇会員特典…無料法律相談カードを発行します。
- ◆お申し込みは、友の会事務局（029-231-4555）までお問い合わせください。



はじめまして
NEW BABY

あかね
蛭田 茜ちゃん
2014年10月20日生
事務局 蛭田 美咲 次女

編集後記

No.55 April 2015

海外での戦争に道を開く法整備、沖縄辺野古新基地移転工事の強行と自然破壊、原発稼働への意欲、そして憲法改悪等々、安倍政権が暴走しています。真実を報道しないマスコミ、自衛隊や警察による国民監視の強まりが懸念され、「戦争と弾圧は表裏一体の関係である」という故中田直人弁護士の話が今の時代に重なります。憲法を守り、平和や民主主義、人権が大事にされる社会をめざし、そして豊かな自然を子孫の世代に引き継ぐために、力を合わせましょう。

当事務所で関わっている各種署名を同封しています。皆様のご協力をお願い申し上げます。

(H・K・K)

はばたきのFACEBOOKページができました

当事務所のFACEBOOKページができました。事務所ホームページより親しみやすい内容でご案内していきます。ぜひご覧下さい。



www.facebook.com/mitohabataki